

《 お 知 ら せ 》

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う 避難指示区域等から転入した被保険者に係る 令和7年度後期高齢者医療保険料の減免について

被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等から転入した被保険者に係る令和7年度後期高齢者医療保険料につきまして、下記のとおり減免措置を実施しますのでお知らせいたします。

なお、減免措置については、**令和5年度から段階的に見直しが行なわれています**。保険料減免について被保険者間の公平性を確保するとともに、十分な経過措置を講じる観点から、避難指示解除後10年程度で減免措置を終了することとなります。何卒ご理解、ご協力をお願いします。

1. 減免対象者

東日本大震災発生時、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による**避難指示区域等（※1）**に住所を有し、震災後、埼玉県内の市町村に転入した被保険者（転入後、年齢到達した被保険者を含む）。

（※1）①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点（ホットスポット）の4つの区域等をいう（いずれも、解除・再編された場合を含む）。また、「避難指示区域等」は「帰還困難区域」、「旧避難指示区域等」、を合わせた区域と一致します。

2. 令和7年度相当分の保険料の減免措置の取扱い

	減免対象者	減免措置
①	・ 帰還困難区域から転入した被保険者 ・ 平成29年以降に指定が解除された旧避難指示区域等（※2）から転入した上位所得層（※3）を除く被保険者	全額免除
②	平成28年に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部）から転入した上位所得層を除く被保険者	半額免除 （半額の納付方法についてはお住まいの市町村へお問い合わせください）
③	①、②を除く令和7年3月31日に指定が解除された帰還困難区域（飯舘村の一部及び葛尾村の一部）から転入した上位所得層の被保険者	令和7年4月分から9月分の保険料の月割算定額を免除

(※2) 平成 25 年度以前に指定が解除された (a) 旧緊急時避難準備区域等 (特定避難勧奨地点を含む)、平成 26 年度に指定が解除された (b) 旧避難指示解除準備区域等 (田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点)、平成 27 年度に指定が解除された (c) 旧避難指示解除準備区域 (楡葉町の一部)、平成 28 年度及び平成 29 年 4 月 1 日に指定が解除された (d) 旧居住制限区域等 (葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯舘村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部)、令和元年度に指定が解除された (e) 旧帰還困難区域等 (双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部) の区域等、令和 4 年度に指定が解除された (f) 旧特定復興再生拠点区域 (葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部及び浪江町の一部) の区域及び令和 5 年度に指定が解除された (g) 特定復興再生拠点区域 (飯舘村の一部及び富岡町の一部) の区域等 (h) 令和 7 年 3 月 31 日に指定が解除された帰還困難区域 (飯舘村の一部及び葛尾村の一部) をいう。

(※3) 世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、令和 6 年の高齢者の医療の確保に関する法律施行令 (平成 19 年政令第 318 号) 第 18 条第 1 項第 2 号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600 万円を超える世帯をいう。

3. 提出書類

①後期高齢者医療保険料減免申請書

②り災証明書 (コピーでも可)

※ただし、前年度以前に保険料減免の対象となった被保険者の方につきましては、り災証明書の提出を省略することができます。

4. その他

- ・平成 27 年までに避難指示が解除された区域に被災時に住所を有していた被保険者の方は、令和 7 年度相当の保険料は減免となりません。
- ・保険料の減免を受けるためには毎年度申請が必要です。